

令和 8 年 10 月 9 日

第499回 岐阜地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和 8 年 10 月 21 日（水） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地 岐阜合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室
- 3 議 題 特定最低賃金の改正決定について ほか
- 4 傍聴人数 7 人

5 要 領

- (1) 傍聴希望者は、メールにて下記により申込先までお申し込みください。

メール件名 「10 月 21 日最低賃金審議会傍聴希望」

メール本文 傍聴者氏名 住所 所属 電話番号 差出人

※外部リンク、ファイル添付等のあるメールは受付対象外です。

申込期限 令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時 00 分

＜申込先＞ 〒500－8723

岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地 岐阜合同庁舎 3 階

岐阜労働局 労働基準部 賃金室

メールアドレス gifushingikai@mhlw.go.jp

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選結果は申込者全員に申込期限後メールにより返信します。

当選者は審議会当日にそのメール又は写しを持参してください。

- (3) 当日は、審議会開催の10分前までに岐阜合同庁舎 3 階岐阜労働局賃金室へお越してください。審議会の開始後の入室は認められませんので注意してください。なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合があります。

6 その他

- ・傍聴される場合は、別紙「岐阜地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- ・車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方のお名前も併せてお書き添えください。

＜ 担 当 ＞ 岐阜労働局労働基準部賃金室 電話：058－245－8104